

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)(抄) (附則第十六条関係)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第五条の三 特別積立金引当資金(以下「資金」という。)の使用については、当分の間、第十三条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p> <p>一 資金は、独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第 号(第十一号第一項第六号)の業務の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から独立行政法人緑資源機構に出資する場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。</p> <p>二 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資源公団法」という。)附則第十一条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第八条第一項の規定による無利子の貸付け(旧緑資源公団法附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)に関する経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。</p> <p>前項の規定により同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第</p>	<p>附則</p> <p>第五条の三 特別積立金引当資金(以下「資金」という。)の使用については、当分の間、第十三条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p> <p>一 資金は、<u>緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)</u>第十八号第一項第六号の業務の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から<u>緑資源公団</u>に出資する場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。</p> <p>二 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第十三条 森林法附則第六項、<u>緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)</u>附則第八条第一項の規定による無利子の貸付けについては、<u>森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。</u>に関する経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。</p> <p>前項の規定により同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第</p>

八十六号) 第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」とあるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第 号) 附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号) 附則第十一条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四条、第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。)」とする。

第十四条 森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本

八十六号) 第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」とあるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号) 附則第十一条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項、緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四条、第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。)」とする。

第十四条 森林法附則第六項、緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本

本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における森林法附則第六項、緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

改正案	現行
<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）            第三百三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本道路公団、石油公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）            第三百三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本道路公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。））、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公社等」という。））に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。））、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公社等」という。））に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づい</p>

附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

て支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号の一に該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国、地方公共団体、<u>独立行政法人緑資源機構</u>、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設</p> <p>六～三十五（略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号の一に該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国、地方公共団体、<u>緑資源公団</u>、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設</p> <p>六～三十五（略）</p>

改正案	現行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（水資源開発公団にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（水資源開発公団にあつては愛知用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）（附則第十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（対象事業）</p> <p>第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国、地方公共団体、独立行政法人緑資源機構又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業</p> <p>四（十三）（略）</p>	<p>（対象事業）</p> <p>第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国、地方公共団体、緑資源公団又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業</p> <p>四（十三）（略）</p>

改正案	現行
<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）若しくは市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）による交換分合又は独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第 号）第十一条第一項第八号の業務の実施によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>四の二～十（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）若しくは市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）による交換分合又は緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第八号の業務の実施によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>四の二～十（略）</p> <p>2～4（略）</p>

治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）（抄）（附則第二十条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>1 （略） 附則</p>	<p>2   1 （略） 附則 第二条第一項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一條第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、治山事業に含まれるものとする。</p>
<p>3   2   （略） （略）</p>	<p>4   3   （略） （略）</p>

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第二十一条関係）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
名	称	名	称
(略)	(略)	(略)	(略)
水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）	水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）	緑資源公団	緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
(略)	(略)	野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）
(略)	(略)	(略)	(略)
根	拠	根	拠
法	法	法	法

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）（抄）（附則第二十二條關係）

改正案	別表（第二條關係）			
	名 称	根 拠 法	（略）	（略）
現行	別表（第二條關係）			
	名 称	根 拠 法	（略）	（略）
	水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）	（略）	（略）
	野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）	（略）	（略）
	緑資源公団	緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）	（略）	（略）
	野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）